

第9回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会

次 第

日 時 平成25年10月21日（月） 午後3時から午後5時まで

会 場 横浜市開港記念会館 2階7号室

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 議事

(1) 第7回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議）

(2) その他

4 閉 会

〈資料〉

資料1：横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の概要について

資料2：第7回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール（案）

資料3：第7回横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について（案）

資料4：第7回横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の
選考方法について（案）

資料5：横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

資料6：横浜まちづくり顕彰事業実施細目

第9回 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会委員名簿

開催日時： 平成25年10月21日（月） 午後3時から午後5時まで

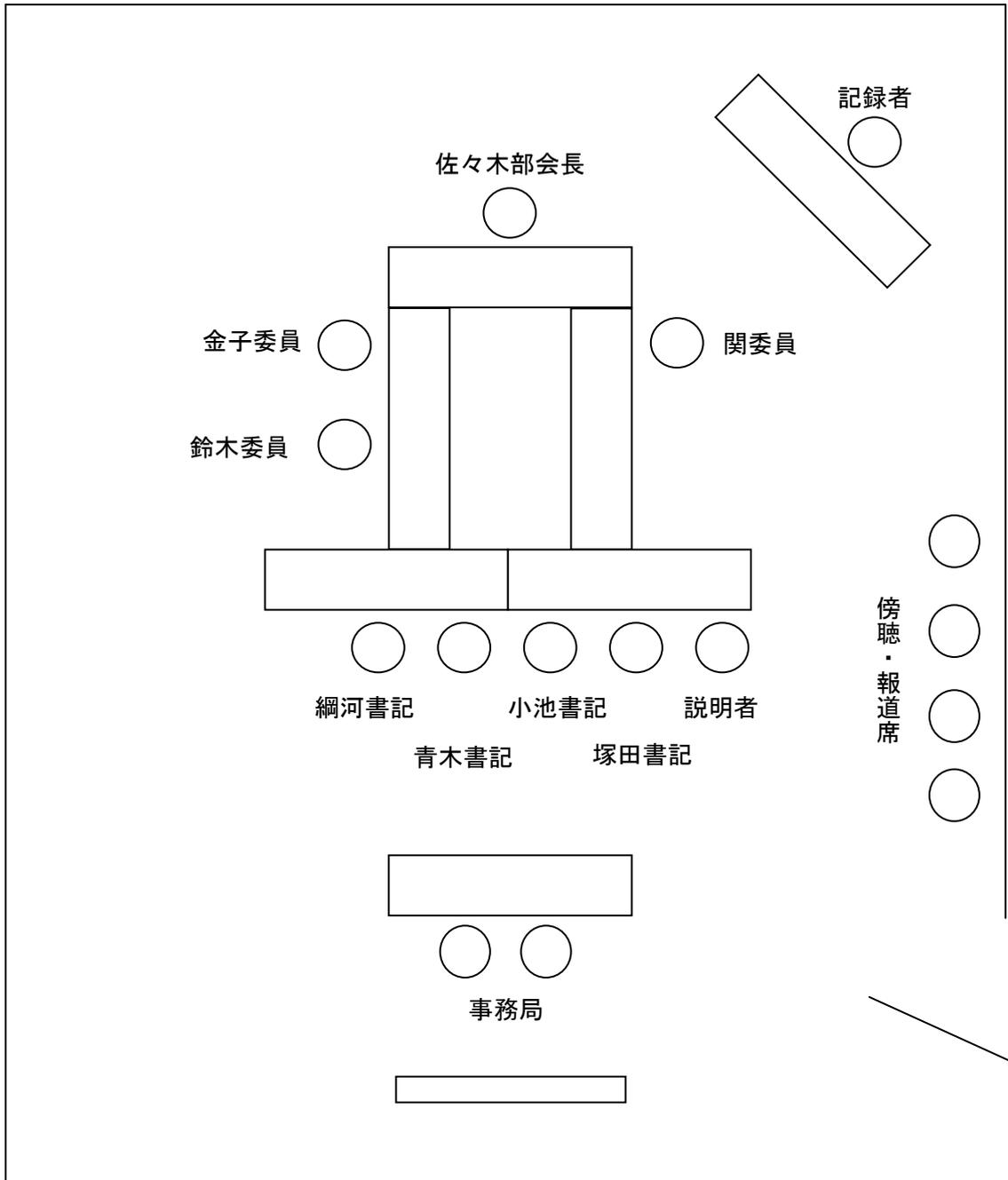
		氏名（敬称略）	現職等
1	部会長	佐々木 葉	早稲田大学社会環境工学科教授 （景観）
2	委員	金子 修司	横浜商工会議所
3	//	鈴木 智恵子	エッセイスト
4	//	関 和明	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科教授 （建築史）
5	//	竹谷 康生	市民委員

欠席

6	書記	青木 治	横浜市都市整備局担当理事（企画部長）
7	//	小池 政則	横浜市都市整備局地域まちづくり部長
8	//	綱河 功	横浜市都市整備局企画部都市デザイン室長
9	//	塚田 洋一	横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

【第9回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会座席表】

会場：横浜市開港記念会館 2階7号室



横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の概要について

本市では地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、昭和 60 年から「横浜まちなみ景観賞」を実施しています。平成 11 年度からは「横浜まちづくり功労者賞」とあわせて「横浜・人・まち・デザイン賞」と改称し、両部門の根拠となる条例制定の検討に伴う休止期間を経て、平成 25 年度までに計 6 回実施しています。

「横浜・人・まち・デザイン賞」は隔年で行われており、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を対象とする「まちなみ景観部門」の 2 部門について実施しています。市民公募による候補の中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて市長が表彰対象を決定しています。

根拠条例	<p>(横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第 17 条)</p> <p>市長は、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。</p>
顕彰対象	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第 2 条第 1 号)</p> <p>○横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね 10 年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたもの</p> <p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 2 条)</p> <p>○顕彰対象は、原則として民間のものとする。</p> <p>(ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。)</p> <p>○次については顕彰対象から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの ・法令、例規等に違反しているもの ・その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの
選考基準	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 3 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの ・まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの ・歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの ・横浜らしさの演出に寄与しているもの ・都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの ・その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの
表彰対象	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 5 条)</p> <p>表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等 ・その他顕彰対象に関連するもの

(参考) 第6回横浜・人・まち・デザイン賞の実施概要

(1) 応募期間

平成24年5月1日～6月30日

(2) 応募状況

地域まちづくり部門：41通（選考対象32件）

まちなみ景観部門：198通（選考対象84件）

(3) 表彰対象案件

地域まちづくり部門：7件（主体である団体：8団体、活動を支援した個人または団体：4団体）

まちなみ景観部門：7件（表彰対象団体：32団体）

	表彰対象（【】内は所在地）	表彰者
1	ヨコハマアパートメント 【西区西戸部町】	(設計・運営者)有限会社オンデザインパートナーズ、 (所有者)個人、(構造・設計者)坂根構造デザイン、 (施工者)有限会社伸栄
2	防火帯建築を活用した吉田町の まちなみ【中区吉田町】	(事業者)一般社団法人 吉田町名店街会
3	日産グローバル本社NISSAN ウォーク【西区みなとみらい】	(事業者)日産自動車株式会社、(設計監理者)株式会社竹中工務店、 (設計監督)谷口吉生、(施工者)清水建設株式会社
	横浜三井ビルディング公開空地 【西区高島1丁目】	(事業者)三井不動産株式会社、(設計者)株式会社日建設計、 (施工者)大成建設株式会社
4	ザ・テラス／パークサイドカフェ 【都筑区仲町台】	(設計・運営者)株式会社横河設計工房、(施工者)株式会社奥村組
5	BankART Studio NYK 【中区海岸通】	(所有者)日本郵船株式会社、(事業者)特定非営利活動法人 BankART 1929、(改修設計者)株式会社みかんぐみ
	創造空間 万国橋 SOKO 【中区海岸通】	(所有者)株式会社宇徳、(改修設計者)鹿島建設株式会社
6	ラ バンク ド ロア 【中区山下町】	(事業者)株式会社大和地所、(運営者)株式会社ワールドサービス、 (設計・監理者)株式会社佐藤総合計画、(施工者)五洋建設株式会社
7	山手ライナー 【11系統(保土ヶ谷駅～桜木町駅) 60系統(磯子駅～南区役所)】	(事業者) 神奈川中央交通株式会社

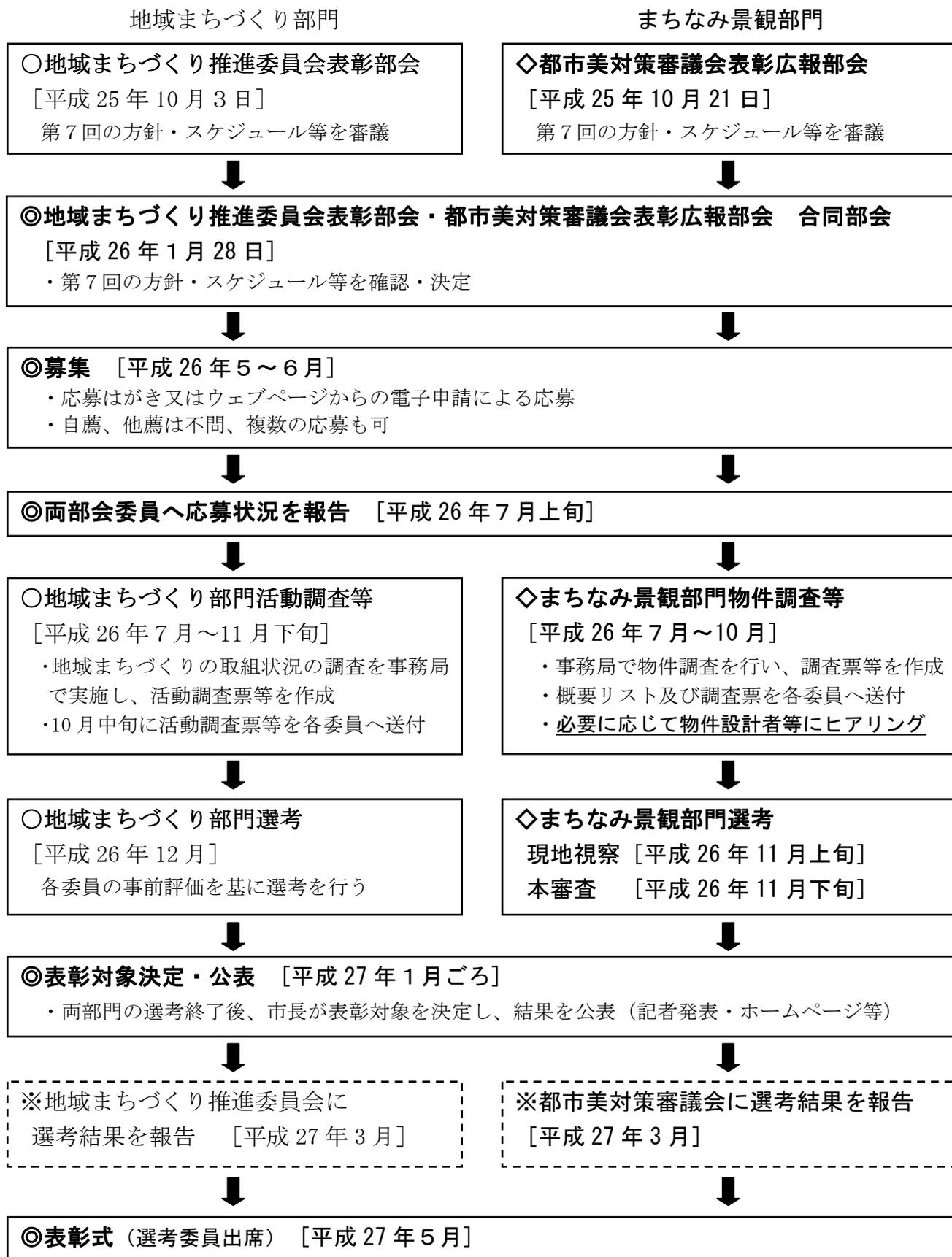
(4) 表彰式

平成25年5月13日（横浜市長公舎）

(5) 応募件数の推移

	応募総数(件)	応募件数(件)
第1回（平成12年）	92	83
第2回（平成14年）	117	70
第3回（平成16年）	99	66
第4回（平成21年）	63	55
第5回（平成23年）	89	68
第6回（平成25年）	198	84

第 7 回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール（案）



第7回横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について(案)

広報内容	時期(予定)	備考
記者発表	平成26年4月下旬	
都市整備局ホームページ掲載	平成26年5月～6月	
広報よこはま「はま情報」募集記事掲載	平成26年5月1日	
神奈川新聞「市民の広場」募集記事掲載	平成26年5月上旬	
テレビ神奈川「ずばり! 横濱」募集放送 ※お知らせコーナー	平成26年5月上旬	
市庁舎1階市民広間にて広報パネル展開催	平成26年5月	
建築・土木系雑誌へ募集記事掲載	随時	日経アーキテクチュア、 日経コンストラクション、新建築等
タウンニュース掲載	平成26年5月～	
地域まちづくり課メールマガジン 「ヨコハマ人・まち」掲載	平成26年5月上旬	
横浜市広報ツイッター掲載【新規】	平成26年5月上旬	
市民活動支援センターメールマガジン 「ハマセン!」掲載【新規】	平成26年5月上旬	
募集リーフレット・ポスター配布	平成26年5月～6月	各区役所、駅PRボックス等 (配布先は裏面参照)
市内地域まちづくり活動団体等へ情報提供	平成26年5月	地域まちづくり組織、まち普請整備団体等
市内建設関係の業界団体への情報提供	平成26年5月	日本建設業連合会、日本建築家協会、日本商 工会議所、神奈川県建築士事務所協会等
市内大学・市立高校への情報提供【新規】	平成26年5月～6月	大学22校、高校10校
中間支援組織への情報提供【新規】	平成26年5月～6月	区民活動支援センター、社会福祉協議会、 まちづくり支援団体、地域ケアプラザ、 緑の協会等
まちづくりコーディネーターへの情報提供 【新規】	平成26年5月～6月	コーディネーター69名
過去の受賞者への情報提供【新規】	平成26年5月～6月	

(募集リーフレット配布先一覧)

場所	箇所数	備考
市民情報センター	1	
区役所広報相談係	18	
行政サービスコーナー	13	
地区センター	78	
コミュニティハウス	70	
地域ケアプラザ	130	
公会堂	8	
図書館	14	
駅（PRボックス）	18	各区1か所 乗降者数の多い駅に配架
区社会福祉協議会	18	
市民活動支援センター	1	
区民活動支援センター	18	
男女共同参画センター	2	
まちづくり支援団体	9	
まちづくりコーディネーター	69	
緑の協会	1	
県民活動サポートセンター	1	
ボランティアセンター	1	
市内大学	22	
市内市立高校	10	
過去の受賞者	73	

第7回横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の選考方法について（案）

【募集】

募集期間	平成26年5月1日～6月30日（2カ月間）
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与しているまちなみ、建築物、工作物等であること ・おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであること <p>（過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門」を受賞したものは対象外とします。）</p>
応募方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・応募はがき又はウェブサイトからの電子申請による応募 ・記載事項：対象の名称、所在地、応募・推薦理由、付近見取図（略図） ・自薦、他薦は不問 ・個人での複数応募も可
選考の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの ・まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの ・歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの ・横浜らしさの演出に寄与しているもの ・都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの ・その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

【選考】

1 部門の振り分け等について

- ・本人の意思を確認したうえで錯誤と認められる案件については、事務局で振り分けを行います。
- ・両部門の応募・選考状況について、両部会委員に情報提供を行います。

2 物件調査、審査資料の作成について（事務局作業）

- ・応募の内容から、明らかに応募要件に適合しないものは事務局で事前に整理を行います。
- ・対象の概要や現地の状況等を調査し、応募物件個票（別添）を作成します。

3 委員による現地調査、事前評価について

- ・個票の内容をもとに審査を行い、その中から現地調査を行いたいものを10件程度選定します。各委員の希望をもとに、事務局で現地調査を行う案件を選定します。
- ・現地調査後、個票の内容と現地調査の結果をもとに表彰対象にふさわしいと思うものを7件程度選定（事前審査）します。

4 部会での選考について

- ・各委員による事前審査の結果をもとに表彰広報部会による審議を行い、表彰対象を選考します。

応募物件個票様式（案）

		推薦理由等(応募用紙記載内容)	
		過去の受賞歴 有・無	受賞対象件名
		年	
		評価できる点	
竣工 or 再生 年月日 年 月 日 (経過年数 年 ヶ月)		〈選考基準への該当〉	
位置図	建築基準法への適合 適合・非適合・対象外	<input type="checkbox"/> 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの	
		<input type="checkbox"/> まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの	
		<input type="checkbox"/> 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの	
		<input type="checkbox"/> 横浜らしさの演出に寄与しているもの	
		<input type="checkbox"/> 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの	
		<input type="checkbox"/> その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの	
	候補地及び周辺における状況その他(気になる点)	問題点	
		設置主体	応募件数
		民間・公共	件(うち自薦 件)
所在区	所在地	種類	件名
			整理番号

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第15条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

(賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域まちづくり部門について実施する。

- (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。
- (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審査選考)

第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2) 地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次にについては顕彰対象から除外する。

- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの
- (2) 積極性が評価されるもの
- (3) 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
- (4) 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
- (5) 創意工夫が評価されるもの

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成11年10月25日から実施する。

この細目は、平成17年4月1日から実施する。

この細目は、平成20年3月21日から実施する。

この細目は、平成24年4月1日から実施する。

この細目は、平成25年4月1日から実施する。